

## 東京大学大気海洋研究所図書室利用規則

制定 平成22年4月 1日

改正 平成23年3月28日

改正 平成25年6月19日

## (目的)

第1条 この規則は、東京大学大気海洋研究所図書室（以下「図書室」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (開室時間)

第2条 図書室の開室時間は、次のとおりとする。

- (1) 平日 9:00～17:00

## (閉室日)

第3条 図書室の閉室日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 土曜日
- (3) 祝日
- (4) 年末年始(12月29日～1月3日)

## (利用者)

第4条 図書室の利用者は、次に掲げるものとする。

- (1) 東京大学大気海洋研究所（以下「研究所」という。）に所属する者
- (2) 研究所の停年退職教員
- (3) 東京大学（以下「本学」という。）に所属する者
- (4) 他大学及び他研究・教育機関等に所属する者
- (5) 図書室資料の利用を希望した一般利用者

## (閲覧)

第5条 利用者は、図書室の図書その他の資料（以下「図書館資料」という。）を室内で閲覧することができる。

## (貸出)

第6条 第4条第1号から第3号に掲げた利用者は、図書室の図書館資料の貸出しを受けることができる。

2 次の各号に定める資料は、貸出しを行わない。

- (1) 参考資料
- (2) その他特に指定した図書館資料

3 図書館資料の貸出期間及び冊数は、次のとおりとする。

- (1) 新着単行本・雑誌 当日中
- (2) その他の資料 2週間
- (3) 図書館・室間相互貸借サービスによる貸出2週間、貸出冊数は3冊までとする。

第7条 図書室が特に必要とみとめたときは、利用者に対して貸出中の図書館資料の返納

を求めることができる。

(転貸禁止)

第8条 利用者は、貸出した図書館資料を他の人に転貸してはならない。

(参考調査)

第9条 利用者は、研究、教育又は学習上必要があるときは、参考となる情報の提供又は関係図書館資料の調査について、図書室に依頼することができる。

(相互利用)

第10条 本所の教員、職員、研究生等は、研究、教育又は学習上必要があるときは、本所以外の図書館等が所蔵する図書館資料の利用について、図書室に依頼することができる。

第11条 図書室は、他の図書館等から、図書室の図書館資料の複写の申込みがあった場合は、本所の利用に支障がない限りこれに応じるものとする。

(利用停止)

第12条 所長は、この規則に違反し、又は図書館職員の指示に従わない者がある場合は図書室の利用を停止し、又は退室を命ずることができる。

2 所長は、「附属図書館迷惑利用者に対する利用停止の全学要請に関する申合せ」により利用停止の全学要請がされた者に対しては、図書室の利用を停止又は禁止することができる。

(賠償責任)

第13条 利用者は、利用中の図書室の図書館資料又は設備・備品等を故意又は重大な過失により亡失し、若しくは損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の漏えい防止のための措置)

第14条 図書室は、図書室の図書館資料のうち公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第5項第3号に該当するものであって、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第5条第1号及び第2号に掲げる情報が記録されていると認められる図書館資料を所蔵する場合は、当該図書館資料について、東京大学の保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則に準じ、必要な措置を講じる。

(雑則)

第15条 図書館資料を利用者の閲覧に供するため、図書館資料の目録及びこの規則を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

(利用規則の改廃)

第16条 この規則の改廃は、教授会の議を経て所長が行う。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年6月19日から施行する。